

## 地方独立行政法人長野県立病院機構定款について

病院事業局

項 目		内 容
目 的		長野県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に寄与することを目的とする。
法人の名称		地方独立行政法人長野県立病院機構
設立団体		長野県
本部所在地		長野市
法人の種別		特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人 (一般地方独立行政法人)
役 員	定数・選任 方法	理事長1人、副理事長1人、理事10人以内、監事2人 (理事長・監事は知事が、副理事長・理事は理事長が任命。)
	任 期	理事長、副理事長は4年。理事、監事は2年。
理事会の議決 事項		(1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 (2) 年度計画に関する事項 (3) 予算の作成及び決算に関する事項 (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項
病院等の名称		長野県立須坂(駒ヶ根、阿南、木曾、こども)病院 長野県阿南(木曾)介護老人保健施設【阿南、木曾病院に付置】
業務の範囲		(1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 災害等における医療救護を行うこと。 (6) 地域医療を補完する介護老人保健施設の運営を行うこと。 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
施行日		法人の成立の日。